

北海道開発局 ICT・BIM/CIM アドバイザー制度
実施要領

1. 目的

本制度は発注機関(国、地方公共団体)や地元建設企業等が、インフラDX・i-Constructionに関する、技術取得や能力向上への取り組みについて自主的に行えるように、ICT 活用工事並びに BIM/CIM 活用について先進的に行っている企業を「北海道開発局 ICT・BIM/CIM アドバイザー（以降、アドバイザーという）」として登録し、発注機関や地元建設企業等の求めに応じて必要な時に実践的なアドバイス等が受けられる体制を構築することにより、北海道における更なる建設生産性の向上を図ることを目的とする。

2. アドバイザーの役割

アドバイザーは、地元企業等の求めに応じて必要な時に実践的な技術支援（技術指導・技術相談・助言等）を行うとともに、ICT 施工の普及促進・3次元データの利活用促進を目指した活動を行う。

3. アドバイザーの活動内容

(1) アドバイザーは次の役割を担うものとする。

アドバイザーは ICT 施工等に関する支援を必要とするもの（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の分野について助言、技術的指導及び、研修・講習会の講師を行う。

表－1（分野）

I	3次元起工測量	UAV、レーザースキャナー、TS等を用いた3次元測量
II	3次元設計データ作成	3次元設計データの作成または2次元設計図書から3次元設計データの作成
III	ICT 建設機械による施工	3次元 MC/MG等の ICT 建設機械による施工
IV	3次元出来形管理等の施工管理	UAV、レーザースキャナー、TS等を用いた出来形管理
V	総合マネジメント	施工計画から施工、出来形管理までの総合的な助言
VI	B I M / C I M	B I M / C I Mを活用した業務または工事
VII	デジタル技術を活用した監督・検査	Web 会議システムやウェアラブルカメラ等を活用した遠隔臨場画像処理技術を活用した配筋検査技術等
VIII	遠隔化施工 オートメーション化施工	遠隔操作式建設機械による遠隔化、オートメーション化施工等

(2) 前述(1)の表-1(分野)に示すⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの対象とするICT工種等は以下のとおりとする。

表-2 (ICT工種等)

土工	作業土工(掘削)	土工(1,000m ³ 未満)	小規模土工
法面工	付帯構造物設置工	構造物工(擁壁工)	地盤改良工
構造物工(基礎工)	河川浚渫	砂防土工	河床等掘削
舗装工	舗装工(修繕工)	構造物工(橋梁上部)	構造物工(橋脚・橋台)
コンクリート堰堤工	その他		

※工種は国土交通省「ICTの全面的な活用」R6 ICT活用工事の実施要領による

- (3) アドバイザーの支援地域は下記の地域区分から選択することができるものとする。
空知、石狩、後志、胆振、日高、渡島、檜山、上川、留萌、宗谷、オホーツク、十勝、釧路、根室
- (4) アドバイザーは、国土交通省北海道開発局のホームページ「ICT・BIM/CIMアドバイザー登録名簿」へ公開する。依頼者から支援依頼があった場合は、アドバイザーは支援の可否を判断し、依頼者に通知するものとする。
- (5) アドバイザーの活動に対する費用については下記のとおりとする。
・技術支援に対する人件費は原則無償とする。
・旅費交通費等の必要経費や、研修・講習会等の実施に伴い必要となる機材等の経費については、アドバイザーと依頼者で協議し決定するものとする。
- (6) アドバイザーの遵守事項については下記のとおりとする。
・アドバイザーは信用を失墜させるような行為は行わないこと。
・アドバイザーは、技術支援等において知り得た情報は適切に管理するものとする。
・アドバイザーは、技術支援において知り得た情報を依頼者の同意なく目的以外に利用、または第三者に提供してはならない。

4. アドバイザーの登録要件

- (1) アドバイザーの登録は、公募により行うものとする。
- (2) アドバイザーとしての登録の対象とする企業等は、「ICT施工・BIM/CIM活用等」に関する専門知識と技術支援に関する知見を持つ建設業法に基づく許可を受けた建設会社、測量法に基づく登録を受けた測量会社、建設コンサルタント登録規程に基づく登録を受けた建設コンサルタント会社、建設機械器具賃貸業、建設機械・測量機器等の販売会社及びソフトウェアの製造・販売・データ作成等を行う会社の法人格とし、以下①～③の条件の一つ以上を満たすものとする。
- ① 過去5年以内に、第3項表-1及び表-2に係る「ICT施工・BIM/CIM活用等」に関する北海道開発局または北海道内地方公共団体が発注する工事または業務の実績(元請けまたは下請け)を有する者が1名以上在籍していること。なお、前述の実績とは、工事の場合は監理技術者、主任技術者、担当技術者、現場代理人のいずれか、業務の場合は管理技術者、主任技術者、担当技術者のいずれかの実績を言う。

- ② 過去5年以内に、第3項表－1及び表－2に係る「ICT施工・BIM/CIM活用等」に関するアドバイザースタッフや支援活動などの実績を有する者が1名以上在籍していること。
 - ③ 3. (2)の対象とする表－2に示すICT工種等に即した、(一社)日本建設機械施工協会が実施する「JCMA ICT 施工検定試験」又は「i-Construction 施工講習説明者」の認定試験に合格した者が1名以上在籍していること。
- (3) 前項に関わらず、以下①～③の条件のいずれかに該当する場合、登録の対象としないものとする。
- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当するもの。
 - ② 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの。
 - ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの。

5. 申請

アドバイザースタッフの登録を受けようとする企業等は、申請者が技術支援可能な第3項表－1に示す「分野」及び表－2に示す「ICT工種等」に応じて、次の各号に掲げる該当する様式を用いて、当該技術に関わる実績又は資格を確認できる必要書類等を提出しなければならない。なお、①及び②は全ての申請者が提出を必須とし、③から⑤は第4項(2)に示す登録要件によって必要となる様式等を選択し、提出するものとする。

また、実績又は資格が確認できる資料は、アドバイザースタッフ登録を申請する分野及びICT工種等について、それぞれ提出するものとするが、1つの実績又は資格で申請した複数の分野及びICT工種等が確認できる場合は、1つの実績又は資格が確認できる資料の提出でも良いものとする。

- ① 登録申請書(別記様式1)
- ② 登録内容(別記様式2)
- ③ 過去の工事・業務等実績(別記様式3-1)
- ④ ICT・BIM/CIMに関する支援活動及び過去の講習会等実績(別記様式3-2)
- ⑤ JCMA ICT 施工検定 合格証明書(旧 i-Construction 施工講習説明者認定証)

6. 公募受付及び登録

(1) 公募受付

公募受付は公募開始日から令和7年2月21日(金)まで行う。

(2) 登録の決定

北海道開発局は第5項により提出された登録申請書の内容について登録要件に基づいた審査の上、登録可否を決定する。

(3) ホームページへの掲載

登録を受けた者は、アドバイザースタッフとして「北海道開発局 ICT・BIM/CIM アドバイザースタッフ登録名簿」にとりまとめ、北海道開発局のホームページに掲載する。

(4) 登録期間

登録通知の日から2年間又は、登録解除の申し出があった日までとする。

7. 登録の変更及び抹消

(1) 登録の変更・退会

アドバイザーは連絡先等の登録事項に変更が生じた場合、又は退会する場合は、速やかに北海道開発局まで報告しなければならない。

(2) 登録の抹消

北海道開発局は、登録を受けたアドバイザーが遵守事項に違反したとき、又は登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明したとき、その他必要と認めるときは、その登録を抹消する場合がある。

8. 活動報告

アドバイザーは第3項による活動を行った時は以下の実施報告書等を取りまとめの上、活動終了後に北海道開発局まで提出するものとする。また北海道開発局はアドバイザーからの活動報告を北海道開発局のホームページに公表する。

・北海道開発局 ICT・BIM/CIM アドバイザー活動報告書（別記様式—4）

9. 技術支援の依頼・実施

依頼から実施までのフローは別紙1「依頼から実施までのフロー」のとおり。

(1) 依頼方法

依頼者は北海道開発局が公表している「ICT・BIM/CIM アドバイザー登録名簿」に記載されている内容を参照し、条件に合うアドバイザーへ直接、支援依頼を行うものとする。

依頼者は依頼内容を明確に伝え技術支援の可否を確認するものとする。

(2) 依頼者の責務

アドバイザーの支援に基づき実施した事項に対する責任は、依頼者が負うものとする。

(3) 費用負担

技術支援に対する費用負担については第3項（5）に記載されているとおりとする。

10. その他

本要領に関する質問・問い合わせ先、及び担当窓口

〒060-8511 札幌市北区8条西2丁目札幌第1合同庁舎北海道開発局 事業振興部 技術管理課

機械課

電話：011-709-2311

メールアドレス：hkd-ky-icon_sup81g@ki.mlit.go.jp

附則 この規則は、令和5年12月21日から施行する。

改訂履歴 令和7年1月23日 一部改訂